

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年8月12日
【四半期会計期間】	第87期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	燦ホールディングス株式会社
【英訳名】	SAN HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古内 耕太郎
【本店の所在の場所】	大阪市中央区道修町三丁目6番1号
【電話番号】	06 - 6208 - 3331（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 鈴江 敏一
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区道修町三丁目6番1号
【電話番号】	06 - 6208 - 3331（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 鈴江 敏一
【縦覧に供する場所】	燦ホールディングス株式会社 東京本社 （東京都港区南青山一丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第1四半期連結 累計期間	第87期 第1四半期連結 累計期間	第86期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
営業収益 (千円)	4,510,096	4,299,054	18,437,228
経常利益 (千円)	497,733	277,223	2,021,319
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	284,878	138,054	985,270
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	284,878	138,054	985,270
純資産額 (千円)	21,105,541	21,719,323	21,693,600
総資産額 (千円)	25,916,140	25,800,229	26,734,309
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	50.72	24.58	175.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	81.4	84.2	81.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益が改善するなかで設備投資は緩やかな増加基調となり、個人消費は雇用・所得環境の着実な改善を背景に消費者マインドが持ち直し、底堅く推移しました。また、先進国を中心に海外経済が回復しているもとで輸出は持ち直し、景気は緩やかな回復を続けています。

先行きについては、ギリシャ情勢を含む欧州の政府債務の問題、中国、ロシア経済の減速等、海外経済を巡る下振れリスクが存在するものの、景気は緩やかに回復していくことが期待されています。

葬祭市場においては、故人および喪主の高齢化および一人暮らしの高齢者の増加に加えて、地域社会や人間関係の希薄化等の影響による会葬者の減少が顕著となっています。また、消費者の価値観・嗜好の多様化および儀礼や慣習の規範性の低下を背景に、家族葬、無宗教葬(自由葬)を選択する人々が増加しつつあります。

一方、葬儀の準備を含むライフエンディング・ステージに対する社会的関心は、葬祭事業者や非営利団体等が各地で開催する「終活セミナー」などのイベントが活況を呈するなど、高齢者層を中心に高まりをみせています。

超高齢社会に入り、長期にわたる安定的な葬儀需要が見込まれるため、葬祭業界では葬儀専用会館の新規出店が依然として全国各地で相次いでいます。加えて低価格・簡易型の葬儀に特化した事業者の攻勢もあり、競争環境は厳しさを増したうえに、葬儀単価は下落基調にあります。葬儀周辺事業を含めた1件当たりの単価については、下げ止まりの兆しが見られます。

以上のような環境変化をふまえ、当社グループでは、新中期経営計画(平成25年4月～平成28年3月)の主要テーマである、建築後年数の経過した大規模葬儀会館のリニューアルに取り組んでいます。その成果として、「公益社 天神橋会館」(大阪市北区)を平成27年6月29日に新築リニューアルオープンしました。

当第1四半期連結累計期間の営業収益は、葬儀件数の減少等により42億99百万円（前年同期比[以下、前年同期]比4.7%減）となりました。営業利益は「公益社 西宮山手会館」（兵庫県西宮市）の建替え計画および「旧・天神橋会館への本社・本部機能移転、集約」計画に伴う減価償却費等が約1億円増加したことの影響等により2億76百万円（前年同期比44.6%減）、経常利益は2億77百万円（前年同期比44.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1億38百万円（前年同期比51.5%減）となり、減収減益となりました。

セグメントの業績は次の通りです。

公益社グループ

公益社グループの中核会社である(株)公益社では、主に一般葬儀の件数減少、単価の低下により葬儀施行収入が前年同期比減収となりました。加えて、当第1四半期連結累計期間において平年をやや上回る件数であった大規模葬儀（金額5百万円超の葬儀と定義）も、関西圏では件数が上振れした前年同期と比較すると少なかったため、減収要因となりました。

(株)公益社全体では、葬儀件数は前年同期比2.5%減少、葬儀単価は前年同期比3.4%低下しました。

葬儀に付随する販売やサービスの提供においては、返礼品販売収入、仏壇販売収入ともに増収となりました。

費用については、前期の新規会館出店に係る地代家賃等の固定費が増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は36億10百万円（前年同期比6.2%減）となり、セグメント利益は1億73百万円（前年同期比45.1%減）となりました。

葬仙グループ

葬仙グループの(株)葬仙におきましては、葬儀単価は前年同期比2.8%の上昇となりましたが、葬儀件数が15.7%減少したことにより減収となりました。

費用については、水道光熱費の削減および修繕費等の減少により営業費用が減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は2億87百万円（前年同期比13.3%減）となり、セグメント損失は35百万円（前年同期は10百万円の損失）となりました。

タリイグループ

タリイグループの(株)タリイにおきましては、葬儀件数が前年同期比21.4%増加し、葬儀単価も2.7%上昇したことに加えて、返礼品販売収入、仏壇販売収入の伸びもあり、増収となりました。

費用については、建築後年数の経過した会館内式場備品の入替えにより消耗備品費等の営業費用が増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は3億20百万円（前年同期比25.9%増）となり、セグメント利益は25百万円（前年同期比166.7%増）となりました。

持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス(株)におきましては、グループ会社からの配当収入および新規会館建設に伴う不動産収入が増加したことにより増収となりました。

費用については、既存会館リニューアルおよび本社移転計画に伴う減価償却費等が増加したため、営業費用は増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は16億85百万円（前年同期比23.8%増）となり、セグメント利益は8億48百万円（前年同期比33.8%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様ご意思に基づき行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値は、事業に携わる人材、立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設、葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花、料理、サービススタッフ、返礼品・仏壇等）の調達力、長年の施行経験に基づく運営ノウハウ、及び企業の担当部門との人的な信頼関係や「社葬セミナー」等の企画運営力などからなると考えております。その中で最も大切なものは「人」そのものであり、これこそが企業価値の主要な源泉と認識しております。

当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容

ア 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、従来から葬祭サービスの質の向上に飽くことのない取組みを続けてまいりました。具体例として、エンバーミング（遺体衛生保全）による新たな顧客満足の創造、葬祭ディレクター養成のための研修プログラムの構築を挙げるすることができます。

平成21年4月には、予想される社会環境及び顧客、競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念（注）を再定義いたしました。

(注) 経営理念とは、

「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します。」
であります。

当社グループのコア・コンピタンスすなわち、お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材こそが、競合他社に対する持続的優位性であると考えており、儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、お客様の変化を察知し新たな葬儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

したがって、企業価値向上への取り組みとして、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、平成24年4月に新人事制度を導入いたしました。これにより、社員の内発的動機を高め、先に述べた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客さまに応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指してまいります。

こうした、従業員満足度の向上と顧客満足度の向上を実現することが、企業価値の向上を通じた社会への貢献であり、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化につながるものと考えております。

新中期経営計画（平成25年度～平成27年度）においては、引き続き理念と行動規範の浸透に取り組むとともに、前中期経営計画で未完了の基盤整備を完遂いたします。さらに、平成21年4月に策定したビジョンを見直し、従来からのコア・コンピタンスである「ホスピタリティサービス」を進化させつつ、東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大やライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化などの顧客価値の提供を中長期的に目指します。

また、企業集団の形成としては、平成16年10月1日から持株会社体制へ移行し、これまでに葬祭会社2社を完全子会社化いたしました。

今後も、社会の変化に伴う経営環境の変化に対して積極的に適応し、グループの発展をより力強いものとしていく企業集団であり続けたいと考えております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンス強化・充実のため、平成10年から執行役員制度及び取締役と執行役員について業績連動報酬制度を導入し、平成13年の定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、意思決定の迅速化と経営責任の明確化を図るとともに、平成18年5月の取締役会において決定した、内部統制システム構築の基本方針の下、「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を制定し、コンプライアンス委員会によりこれを周知徹底し、体制の維持・向上を図っております。そして、平成22年6月から社外取締役を選任することにより、客観的かつ専門的な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図っております。

当社は、これらのことを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部改定の上、更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第84期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様にご覧の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うこと等を可能とし、また、上記方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、又はb.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案(もしあれば)等が、独立社外者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の勧告することもできるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施又は株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。)。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513_0.pdf)に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースにおいて開示されております。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア に記載した企業価値向上への取組み及びコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的及び物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンス強化・充実に配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、イ に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第84期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、独立社外者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできるようになっております。加えて発動にあたって株主総会により株主の皆様のご意思を反映することもできるようになっております。また、その有効期間は第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- (3) 研究開発活動
該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,000,000
計	21,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,082,008	6,082,008	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	6,082,008	6,082,008		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日		6,082,008		2,568,157		5,488,615

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 465,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,615,100	56,151	-
単元未満株式	普通株式 1,608	-	-
発行済株式総数	6,082,008	-	-
総株主の議決権	-	56,151	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が1,900株(議決権19個)含まれております。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 燦ホールディング ス株式会社	大阪市中央区道修 町 三丁目6番1号	465,300	-	465,300	7.65
計	-	465,300	-	465,300	7.65

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,760,524	2,835,173
営業未収入金	649,167	454,129
商品及び製品	121,689	120,384
原材料及び貯蔵品	25,277	25,428
その他	418,442	560,208
貸倒引当金	551	122
流動資産合計	4,974,550	3,995,201
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	17,126,148	17,450,310
土地	11,435,491	11,435,491
リース資産(純額)	213,519	229,251
その他(純額)	1,541,913	1,294,053
有形固定資産合計	19,317,073	19,409,107
無形固定資産		
のれん	207,770	173,142
その他	122,617	111,148
無形固定資産合計	330,388	284,290
投資その他の資産		
長期貸付金	431,057	421,546
不動産信託受益権	538,485	506,711
差入保証金	675,507	678,761
その他	484,358	521,274
貸倒引当金	17,111	16,664
投資その他の資産合計	2,112,297	2,111,629
固定資産合計	21,759,759	21,805,028
資産合計	26,734,309	25,800,229

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	761,546	583,785
短期借入金	2 15,000	2 15,000
1年内返済予定の長期借入金	176,947	175,030
リース債務	67,508	69,601
未払法人税等	527,133	40,708
賞与引当金	450,654	158,167
役員賞与引当金	64,658	11,957
移転損失引当金	30,000	30,000
その他	898,207	975,537
流動負債合計	2,991,654	2,059,787
固定負債		
長期借入金	1,180,300	1,137,500
リース債務	157,858	173,442
移転損失引当金	87,000	87,000
退職給付に係る負債	144,006	143,337
資産除去債務	175,792	176,609
その他	304,096	303,228
固定負債合計	2,049,054	2,021,118
負債合計	5,040,709	4,080,906
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,568,157	2,568,157
資本剰余金	5,488,615	5,488,615
利益剰余金	14,650,167	14,675,890
自己株式	1,013,340	1,013,340
株主資本合計	21,693,600	21,719,323
純資産合計	21,693,600	21,719,323
負債純資産合計	26,734,309	25,800,229

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
営業収益	4,510,096	4,299,054
営業費用	3,649,138	3,665,212
営業総利益	860,958	633,842
販売費及び一般管理費		
役員報酬	50,320	51,995
給料	84,840	87,322
賞与	7,994	9,724
賞与引当金繰入額	13,949	15,431
役員賞与引当金繰入額	12,315	11,957
貸倒引当金繰入額	443	875
のれん償却額	51,840	34,628
減価償却費	14,979	16,288
その他	125,773	130,755
販売費及び一般管理費合計	361,568	357,227
営業利益	499,389	276,614
営業外収益		
受取利息	2,844	2,635
受取配当金	4	5
債務勘定整理益	2,375	-
雑収入	5,046	4,762
営業外収益合計	10,269	7,403
営業外費用		
支払利息	7,973	3,181
雑損失	3,952	3,612
営業外費用合計	11,926	6,794
経常利益	497,733	277,223
特別利益		
固定資産売却益	4	-
特別利益合計	4	-
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税金等調整前四半期純利益	497,738	277,223
法人税、住民税及び事業税	51,821	79,746
法人税等調整額	161,037	59,422
法人税等合計	212,859	139,168
四半期純利益	284,878	138,054
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	284,878	138,054

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	284,878	138,054
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	284,878	138,054
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	284,878	138,054
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
建物	12,405千円	12,405千円
その他(工具、器具及び備品)	4,037	4,037
計	16,442	16,442

- 2 コミットメントライン契約(特定融資枠契約)

資金調達の機動性確保並びに資金効率の向上を目的として、3金融機関との間でコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,000,000	2,000,000

- 3 偶発債務

当社及び連結子会社の一部が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。これにより、同基金の解散に伴う損失の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多いため損失額を合理的に見積もることができません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	182,040千円	280,010千円
のれんの償却額	51,840千円	34,628千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	112,332	20	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	112,332	20	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タリイ グループ	持株会社 グループ	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	3,841,218	331,211	254,340	83,326	4,510,096	-	4,510,096
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,999	-	31	1,277,419	1,284,450	1,284,450	-
計	3,848,217	331,211	254,371	1,360,746	5,794,546	1,284,450	4,510,096
セグメント利益 又は損失()	316,541	10,327	9,621	634,318	950,154	452,421	497,733

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	金額
持株会社が連結子会社から受 け取った配当金の相殺消去額	400,000
のれん償却額	51,840
債権債務の相殺消去に伴う貸 倒引当金の調整額	581
合計	452,421

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	公益社 グループ	葬仙 グループ	タレイ グループ	持株会社 グループ	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	3,604,273	287,247	320,235	87,297	4,299,054	-	4,299,054
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,172	-	-	1,597,889	1,604,062	1,604,062	-
計	3,610,445	287,247	320,235	1,685,187	5,903,116	1,604,062	4,299,054
セグメント利益 又は損失()	173,893	35,374	25,658	848,503	1,012,681	735,457	277,223

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	金額
持株会社が連結子会社から受 け取った配当金の相殺消去額	700,000
のれん償却額	34,628
債権債務の相殺消去に伴う貸 倒引当金の調整額	829
合計	735,457

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	50円72銭	24円58銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	284,878	138,054
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(千円)	284,878	138,054
普通株式の期中平均株式数(株)	5,616,612	5,616,612
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも の概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月 3日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

（四半期連結貸借対照表関係）3 偶発債務に記載されているとおり、会社及び連結子会社の一部が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成26年2月25日開催の代議員会で特例解散の方針を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。